

委託設計書

施工(実施)箇所 小島町3丁目68番地先から布田3丁目21番地先まで 工事(委託)番号 第 3 号

令和8年度市道C12号線道路詳細設計委託

委託費 ￥ ー

内訳	委託価格設	計	¥	ー
	消費税相当額設	計	¥	ー
	総委託費設	計	¥	ー

工期(実施期間) 令和 9 年 1 月 8 日

調 布 市

施
工
(
実
施
)
理
由

調布市基本計画に基づき、市道C12号線の道路詳細設計委託を実施するものです。

設
計
説
明

市道C12号線 L=640m, W=15.0m

道路詳細設計委託 一式

案内図

市道C12号線 延長640m

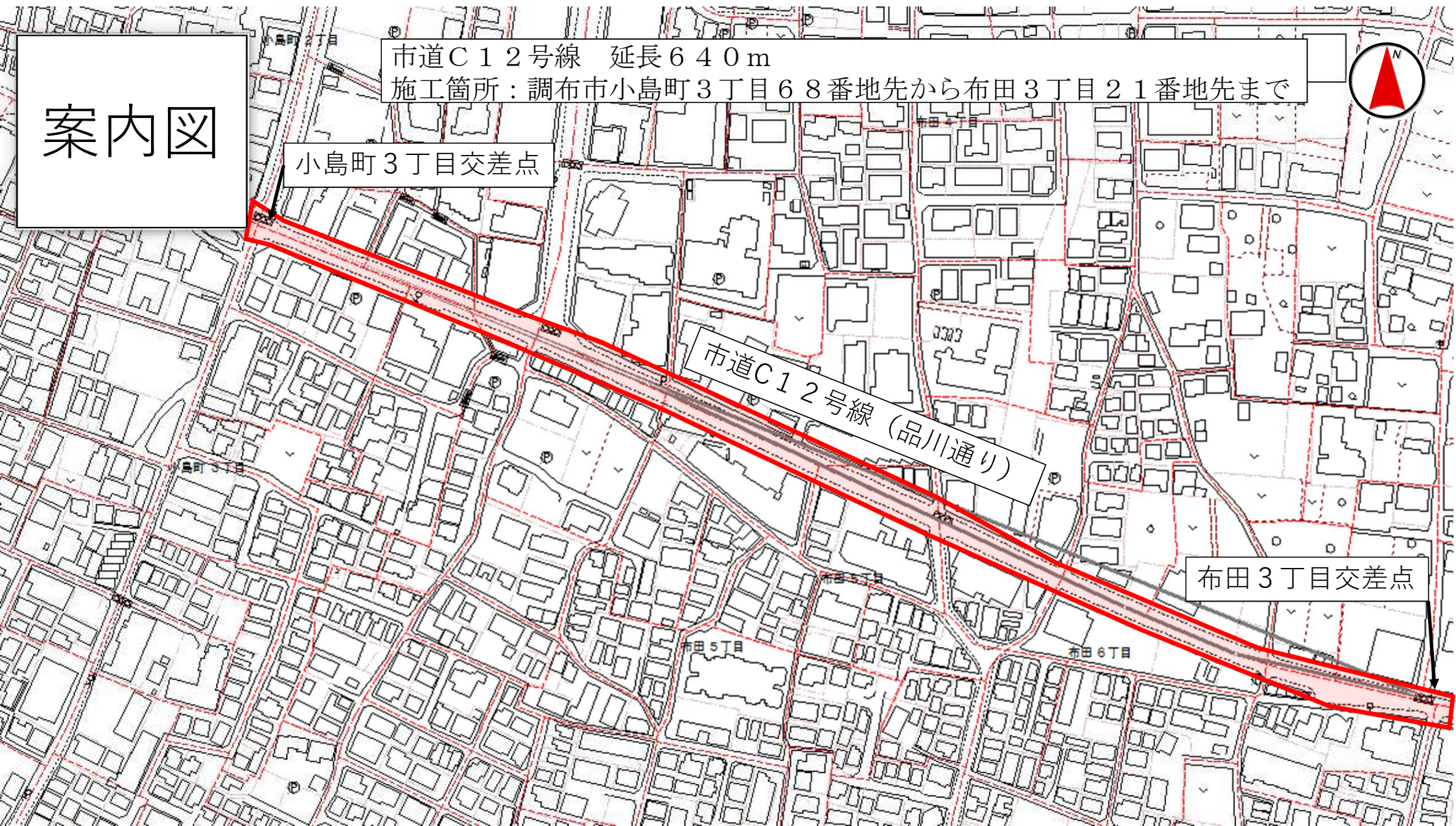
施工箇所：調布市小島町3丁目68番地先から布田3丁目21番地先まで



小島町3丁目交差点

市道C12号線 (品川通り)

布田3丁目交差点



[件 名]

委 託 総 括 書

[委託業務名]

委 託 項 目 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数 量)	金 額 円	摘 要
市道C12号線道路詳細設計委託			
道路設計	一 式		
道路設計	一 式		
道路詳細設計	一 式		第 1号表内訳のとおり
打合せ (道路設計)	一 式		
打合せ	一 式		
打合せ協議	一 式		第 2号表内訳のとおり
直接人件費計			
旅費交通費	一 式		第 3号表内訳のとおり
電子計算機使用料	一 式		第 4号表内訳のとおり
直接経費計			
直接原価			
その他原価	一 式		第 5号表内訳のとおり
業務原価			
一般管理費等			
委託価格計			
消費税及び地方消費税の額			
委託料計			

[委託名] 市道C12号線道路詳細設計委託
第 1号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 円	摘 要
道路詳細設計						
道路詳細設計 (B) [予備設計無し]						
設計計画及び施工計画		0.64	km			
現地踏査		0.64	km			
平面縦断設計		0.64	km			
横断設計		0.64	km			
道路付帯構造物・小構造物設計		0.64	km			
仮設構造物・用排水設計		0.64	km			
設計図		0.64	km			
数量計算		0.64	km			
照査		0.64	km			
報告書作成		0.64	km			

特記仕様書

1 適用範囲及び一般事項

本委託は、この仕様書に規定されているもののほか、東京都建設局測量委託標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）に基づいて行うものとする。また、測量業務の精度、作業方法等で、この標準仕様書に定めのない事項については、「東京都公共測量作業規定」（以下「都作業規定」という。）及び「東京都土木工事標準仕様書」に基づいて行うものとする。なお、東京都建設局制定の各標準仕様書の中で東京都若しくは知事とあるものは、調布市若しくは市長と読み替えるものとする。

2 個人情報の取り扱い

この委託における個人情報の取扱いは、標準仕様書に規定されているもののほか、「情報セキュリティの確保に関する特記仕様書」によるものとする。

3 再委託

- (1) 受託者は、本業務等の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部について、やむを得ず第三者に委託する必要があるときには、あらかじめ再委託承諾申請書（市様式）を提出し、市の承諾を得なければならない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (3) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、調布市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

4 業務目的

本委託は、「調布市基本計画」に基づき、歩道のバリアフリー化工事を予定している箇所において設計を行い、工事発注に向けた資料を作成することを目的とする。

5 業務内容

- (1) 受託者は、各種調査に先立ち、作業計画書を作成し提出するものとする。また、連絡調整等を十分に行い、業務の方針及び条件等の疑義を正すとともに円滑に進めるよう努めること。
- (2) 業務項目は以下のとおりである。

設計委託		
1	設計計画及び施工計画	0.64 km
2	現地踏査	0.64 km
3	平面縦断設計	0.64 km
4	横断設計	0.64 km
5	道路付帯構造物・小構造物設計	0.64 km
6	仮設構造物・用排水設計	0.64 km
7	設計図	0.64 km
8	数量計算	0.64 km
9	照査	0.64 km
10	報告書作成	0.64 km
11	打合せ（中間打合せ回数3回）	

(2) 設計条件は以下のとおりである。

地形区分：平地 車線区分：1～2車線 断面：単断面 暫定計画：しない

歩道計画：する 取付道路・付替水路・横断管渠：する 道路環境関連設計：しない

特殊法面設計：しない 成果品の分割：する 軟弱地盤対策設計：しない

施工途中の車線変更設計：含めない 予備設計：なし 設計延長：1 km未満 設計延長：0.64

(3) その他

- ・ 本委託で用いる高さの基準は、原則として（T.P.）を用いる。
- ・ 打合せは、業務全体で共通とし、計5回実施する。打合せを行った際は、その結果について受託者が議事録を作成並びに速やかに提出し、委託者の承認を得ること。

6 主任技術者

標準仕様書第1章第1節1.1.7の5に定める主任技術者は、下記に示すいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- (2) 技術士（建設部門：業務に該当する選択科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- (3) RCCM（業務に該当する部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

7 照査技術者

東京都建設局設計委託標準仕様書第1章第1節1.1.8の3に定める照査技術者は下記に示すいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) 技術士（総合技術監理部門：業務に該当する選択科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (2) 技術士（建設部門：業務に該当する選択科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (3) RCCM（業務に該当する部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

8 業務実績の登録

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のため確認のお願い」（旧称「業務カルテ」）を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」（旧称「業務カルテ受領書」）が届いた際は、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。なお、受託者が公益法人の場合はこの限りではない。

9 環境配慮

市は、地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す、ゼロカーボンシティ宣言を行っており、温室効果ガス排出削減や環境負荷低減に向け、「ISO14001」に適合、準拠した環境マネジメントシステムを導入している。このため、受託者は業務を行うに当たっては、環境法令を遵守するとともに、本制度の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守すること。

- (1) 業務において、電気・ガス・水道の使用抑制等、省エネルギーに努めること。また、再生可能エネルギーの利用に努めること。
- (2) 業務において、ごみの排出削減、リサイクルの推進、紙の使用量削減、食品ロス削減に努めること。
- (3) 業務において、「CHOFUプラスチック・スマートアクション」として、プラスチックの使用抑制、会議やイベント等での使い捨てプラスチック製品の使用削減に努めること。
- (4) 業務で使用・購入する物品等は、グリーン購入等、環境負荷ができるだけ少ないものを選ぶよう努めること。
- (5) 業務における移動や荷物の運搬等で自動車を使用する場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「環境確保条例」という。）」第34条に規定する低公害・低燃費車の使用及びアイドリング・ストップ等のエコドライブの実施により、エネルギー使用抑制に努めること。なお、ディーゼル車を使用する場合は、環境確保条例第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。また、当該自動車の使用車報告書及び当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の写しを提出すること。

10 お知らせビラ

現地作業に先立ち、周辺の住民に対して、作業に関するお知らせビラを配布すること。なお、お知らせビラの内容や配布範囲については配布前に監督員と協議すること。

また、測量を伴わない現地作業については監督員と協議し配布を行うか判断する。

11 成果品

成果品は次のとおりである。

	原図（原本）各1部	電子データ	備考
設計図（A3）	○	○	
数量計算書	○	○	
諸資料	○	○	現況写真等

※ 設計図の大きさは原則としてA3判(297×420)とし、横の長さは必要に応じて増すことができる。

※ 上記成果品を道路管理課に納入すること。成果品の納入後に、内容に不備が認められた場合は、速やかに受託者の責任において修正するものとする。

※ 電子データはCD-Rに格納すること。

※ 成果品に係る一切の権利は、原則として委託者である調布市に帰属するものとする。

※ なお、成果品については、2分割して納入することを想定している。

12 その他

特記なき事項及び疑義が生じた場合は、監督員との協議により決定するものとする。

情報セキュリティの確保に関する特記仕様書

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

電子情報の取扱いに関して、受注者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準と同様の水準での情報セキュリティを確保しなければならない。

2 業務従事者への遵守事項の周知

受注者は、本契約の履行に関する遵守事項について、業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。

3 秘密の保持

受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

4 目的外使用の禁止

受注者は、この契約の履行に必要な業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

5 複写及び複製の禁止

受注者は、この契約に基づく業務を処理するため、都が貸与する原票、資料、その他貸与品等及び情報（以下「都からの貸与品等」という。）を、都の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

6 情報の保管及び管理

受注者は、業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(ア) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

a 都からの貸与品等の使用及び保管管理

b 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理

c 都との受け渡しに利用する外部記録媒体の使用及び保管管理（受け渡しの都度、コンピュータウイルスチェックを実施すること。）

d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 都から(ア)の内容を確認するため、業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 都からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに都に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物。以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該業務に係る情報をすべて消去すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定のすべてに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び都からの貸与品等の紛失、滅失及びき損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく都に報告し、都の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

都からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、すべて都の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、都が機密を要する旨を指定して提示した情報及び都からの貸与品等に含まれる情報は、すべて都の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、都からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、都から受託者に提示した後受注者の責によらないで公知となった情報、及び都と受注者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取り扱いについて、受注者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 都から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を都に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏洩等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により都に申し出て、都の承諾を得るとともに、都の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、き損等に該当する場合は、漏えい、滅失、き損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく都に報告し、都の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受注者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、都に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、都は必要に応じて受注者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

ケ その他、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

7 情報の保管及び管理等に対する義務違反

受注者が情報セキュリティを確保することができなかつたことにより東京都が被害を被った場合には、東京都は受託者に損害賠償を請求することができる。東京都が請求する損害賠償額は、東京都が実際に被った損害額とする。